



文部科学省 総合教育政策局
地域学習推進課 地域学校協働推進室

行政説明

1

コミュニティ・スクールの概要

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

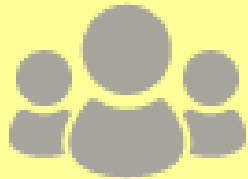
学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部

地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、

- ・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
- ・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
- ・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施



地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

情報共有

※社会教育法第9条の7

委嘱

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)



校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員



(委員) 10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など

教職員の任用

学校運営

意見

任命

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



法律に基づくコミュニティ・スクールについて

【学校運営協議会の主な機能・権限】 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

- ① 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- ② 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

学校運営協議会の委員

1. 当事者性

- ボランティアではなく、**特別職の非常勤職員として任命されるため、有償**となる。地域の児童生徒、保護者、住民のために、**当事者として**、よりよい学校運営の実現に向けて責任をもって取り組む。

(学校運営協議会の委員謝金、会議運営費は国が地方財政措置)

2. 自立性・対等性

- 学校運営協議会が一定の権限を有する**自立した合議体**であることにより、委員と教職員とが**対等な立場**で協議をすることができ、その結果を学校と地域とともに実現しようという取組につながる。

3. 責任

- 学校運営協議会の委員は、承認、意見提出に当たり、**学校、児童生徒、保護者、教職員、地域の実情を把握し、課題解決に向けた建設的な提案等を行う責任**を有する。
- 承認した基本方針に基づき、目標の実現に向けて、**学校運営への協力（外部との連携、地域住民の理解醸成等）**について責任をもって取り組む。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

学校運営に保護者や地域住民等が参画することを通じて、以下の事項を推進。

① 地域の声を活かした学校マネジメントの強化

- 「育てたい子供の姿」を学校・地域が共有し、児童生徒・教職員・保護者・地域住民の声を聞きながら、熟議を通して、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映する。
- 教育計画の策定・実施・評価のプロセスの中で、教育活動の成果や課題を学校と地域で共有する。
- 学校と地域が協議、説明責任を果たすことを通じて互いの信頼関係を築き、地域とともにある学校づくりを推進する。

② 地域資源を活かした教育の充実と課題解決

- 保護者や地域住民等が協働するプラットフォームの中で、
 - ・地域の創意工夫を活かした体験的・探究的な学習等を推進し、児童生徒の資質能力の向上を図る。
 - ・子供・学校・地域の課題解決を図ることで、学校を核とした地域づくりを推進する。

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題

「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題

子供の課題

不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題

地域の課題

若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

(例) 埼玉県戸田市

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

(例) 鳥取県南部町

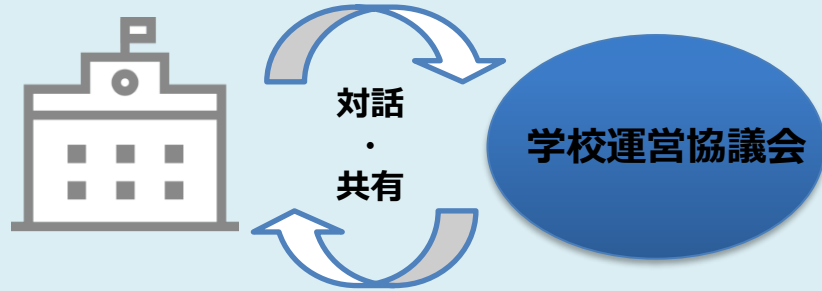
地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

高等学校への導入の意義

① 組織的・効果的な学校運営協議会の設置



学校運営協議会を運営するに当たっての「地域」の捉え方は、学区や市町などの行政区域（エリア）で地域を限定するのではなく、**高校の教育方針や教育活動の範囲（テーマ）に応じて柔軟に考えることが必要**

学校運営協議会委員の選定

例) 保護者、大学教授、地元企業代表、商工会会員、NPO法人、地元自治会、県や市役所等の職員、同窓会、近隣高校校長、地元小・中学校長

学校教育目標を実現するために、どのような「人」に関わってもらうのがよいかという視点をもつことが重要

② 各学校の目標や実情等に応じた連携・協働

(例1)

国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成

- ・ 国内外の高等教育機関
- ・ 国内外の企業 等

(例2)

最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成

- ・ 企業
- ・ 地元経済団体
- ・ 都道府県・市町村行政
- ・ 高等教育機関 等

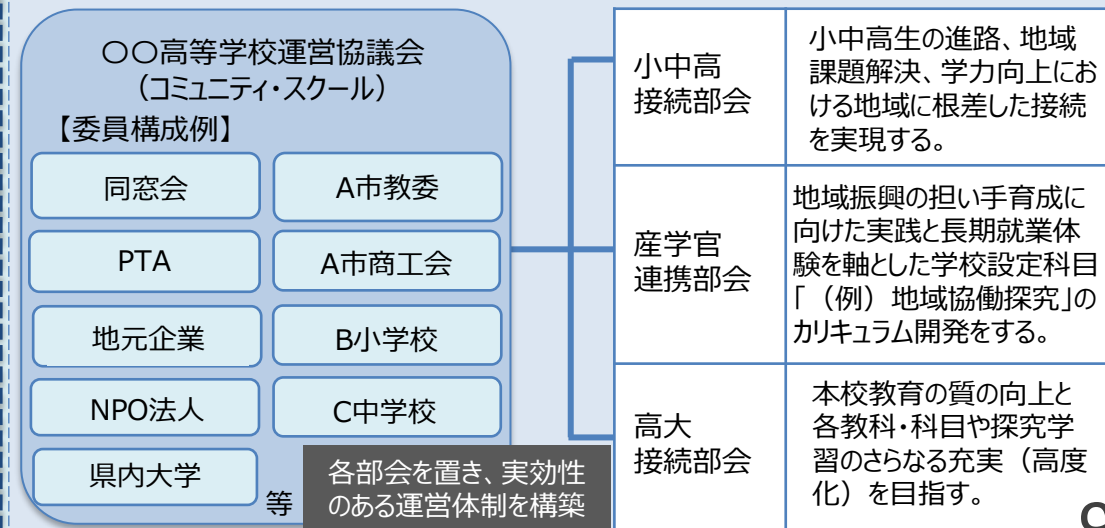
(例3)

持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成

- ・ 地方公共団体
- ・ 産業界
- ・ 高等教育機関
- ・ NPO法人 等

各学校の目標や実情等に応じた地域社会との連携・協働により、「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から、SSHやマイスター・ハイスクールの取組の充実を図る上でもコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが効果的

普通科・専門科を併設した学校における工夫例



特別支援学校への導入の意義

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の積み重ねは、
学校の教育目標の実現、学校運営の強化のみならず、**特別支援学校・児童生徒への理解の広がり・深まり、地域におけるつながりづくり**等、**共生社会の基盤形成**にも効果を発揮。



青森県立
八戸高等支援学校

千葉県立
飯高特別支援学校

大阪府立
岸和田特別支援学校

学校運営協議会

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議



学校の教育目標等の共有

地域社会の中で
自分らしく活躍する生徒

地域に学び、自分の良さを伸ばし、
心豊かにたくましく生きる
児童生徒の育成

共生社会実現をめざし、
地域から信頼される学校

目指す子供の姿、育成したい資質・能力

実際の議題例

- 教育課程
- 学力向上
- 不登校の未然防止
- 学校における働き方改革
- 特別支援学校・児童生徒への地域住民の理解
- 自立と社会参加に向けた取組
- 卒業後の進路
- 就業先となる企業等との連携・協働等

地域学校協働活動



校内カフェ・さめリンピック等



地域課題を教育資源とした
地域課題解決学習



ボランティア体験講座等

成果・効果や関係者の声

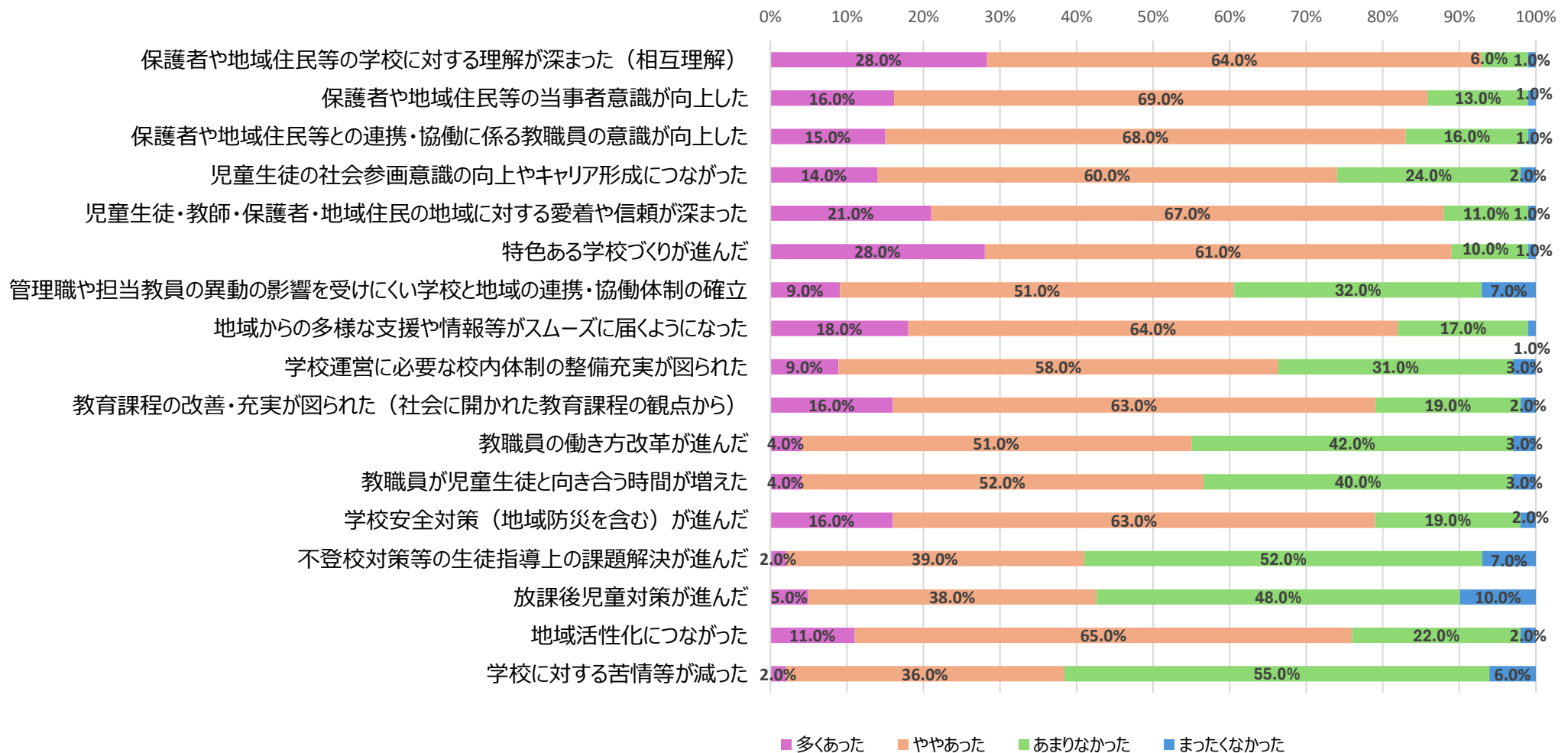
(子供) 幅広い年齢層の地域住民との交流を楽しむことができた。
 (地域) 学校や生徒の障害の様子、バラスポーツについて、理解を広げることができた。地域内での協力関係が深まり、地域の活性化につなげることができた。

(子供) 地域の大人との学びの中で、認められ、褒められ、頼りにされることが、自己有用感や自己肯定感の向上につながっている。
 (地域) コミュニティ・スクールの仕組みにより、学校や児童生徒への理解が広がり深まり、共生社会の形成に向けた一助となっている。

(子供・地域) 障がい児・者理解につながるきっかけづくりと、地域の障がい児・者の生活の質を高める社会づくりに貢献するためにボランティア体験講座を実施することで、障がい児・者理解を進め、このことで相互の充実感が増し、ボランティア活動の促進へとつながっている。

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『保護者や地域住民等の学校に対する理解が深まった』、『特色ある学校づくりが進んだ』においては、多くの教育委員会が「多くあった」又は「ややあった」と回答した。

(n=1,523)



令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数



うち、小・中・義務教育学校



導入自治体数



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部

公立学校の整備校数



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部数



※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数



うち、学校運営協議会委員である者



※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- ✓ 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- ✓ 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- ✓ 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和7年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,085園	388園	18.6%	568園	27.2%
	2,258園	353園	15.6%	557園	24.7%
小学校	18,073校	12,979校	71.8%	14,235校	78.8%
	18,291校	12,001校	65.6%	13,793校	75.4%
中学校	8,906校	6,303校	70.8%	6,633校	74.5%
	8,951校	5,761校	64.4%	6,481校	72.4%
義務教育学校	254校	206校	81.1%	215校	84.6%
	232校	180校	77.6%	186校	80.2%
高等学校	3,423校	1,490校	43.5%	759校	22.2%
	3,437校	1,281校	37.3%	652校	19.0%
中等教育学校	35校	9校	25.7%	5校	14.3%
	35校	8校	22.9%	3校	8.6%
特別支援学校	1,134校	634校	55.9%	278校	24.5%
	1,130校	569校	50.4%	263校	23.3%
合計	33,910校	22,009校	64.9%	22,693校	66.9%
	34,334校	20,153校	58.7%	21,935校	63.9%

※下段は令和6年度の結果

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和7年5月1日
時点

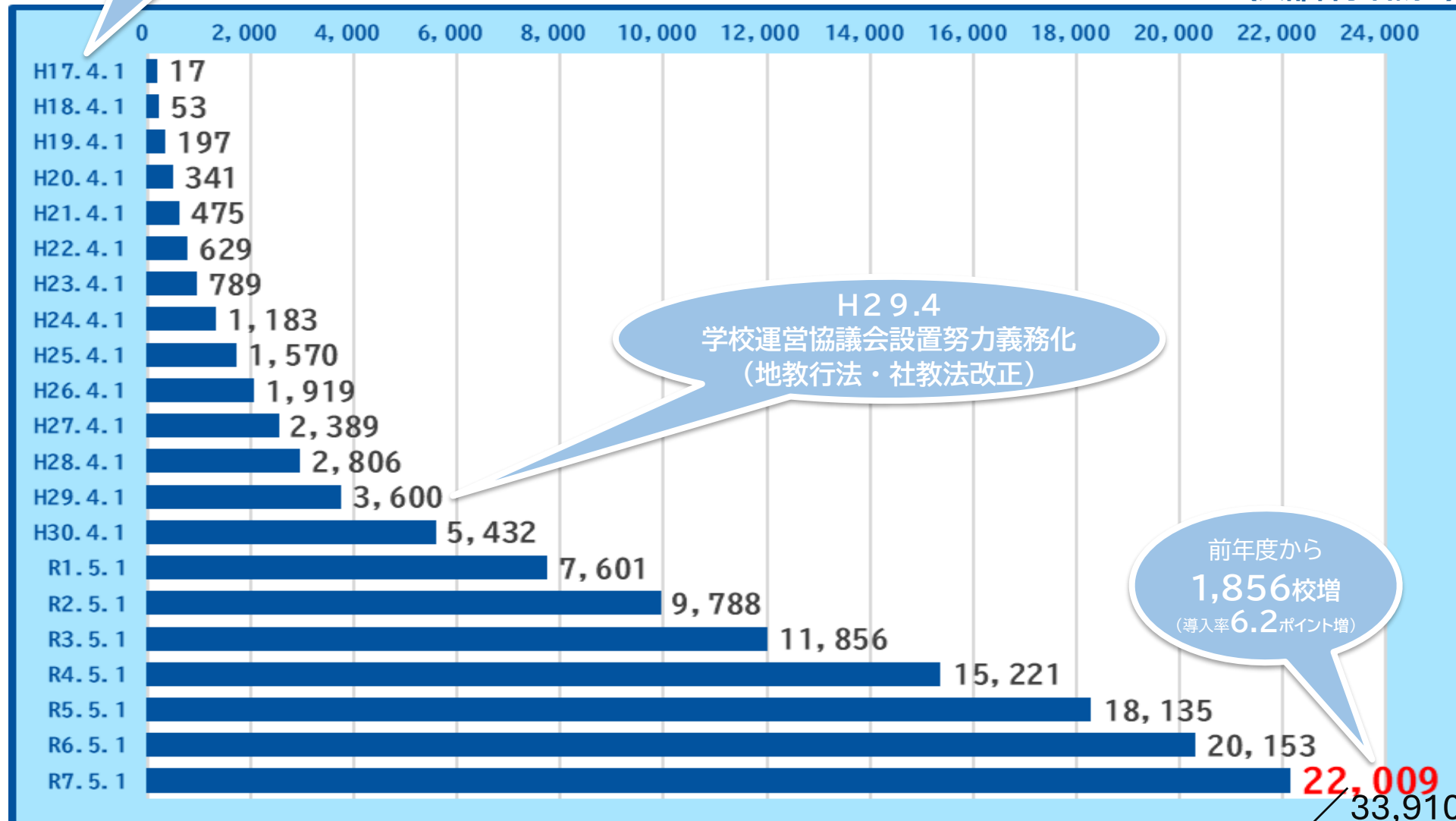
H16.9
学校運営協議会制度創設
(地教行法改正)

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910校
(学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数

(文部科学省調べ)



コミュニティ・スクールの導入状況 -校種別導入校数の推移-

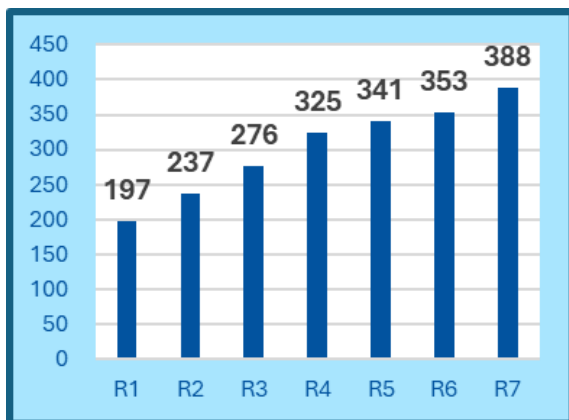
令和7年5月1日
時点

(文部科学省調べ)

幼稚園

388/2,085園

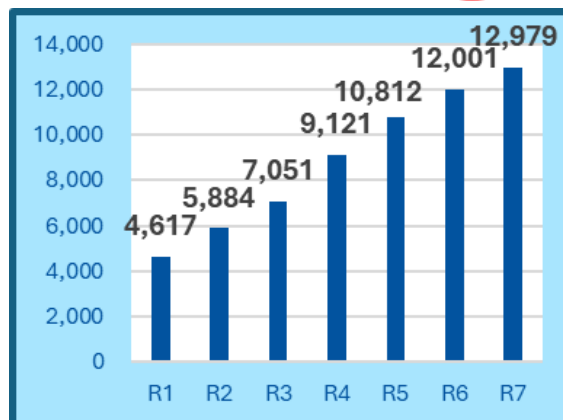
18.6%



小学校

12,979/18,073校

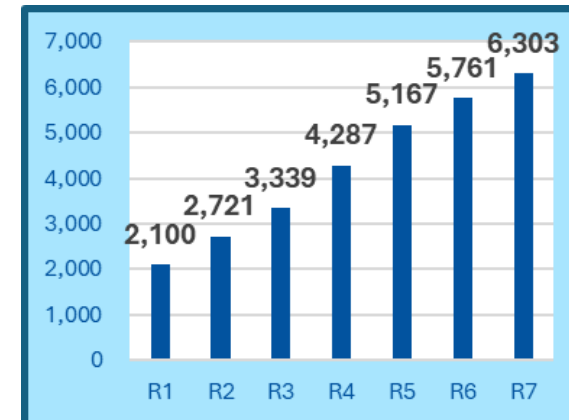
71.8%



中学校

6,303/8,906校

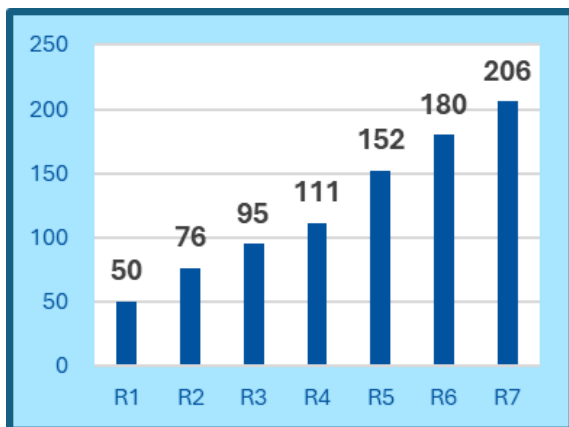
70.8%



義務教育学校

206/254校

81.1%

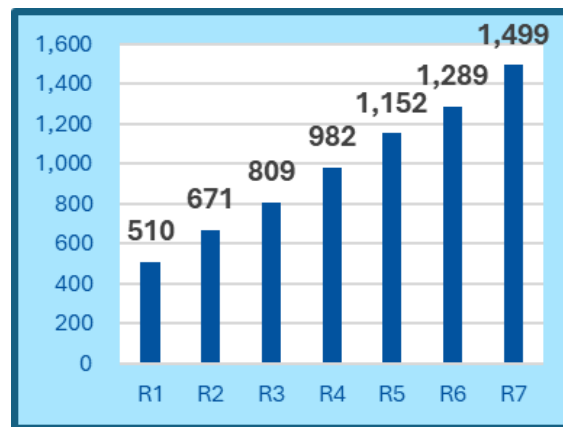


高等学校

(中等教育学校含む)

1,499/3,458校

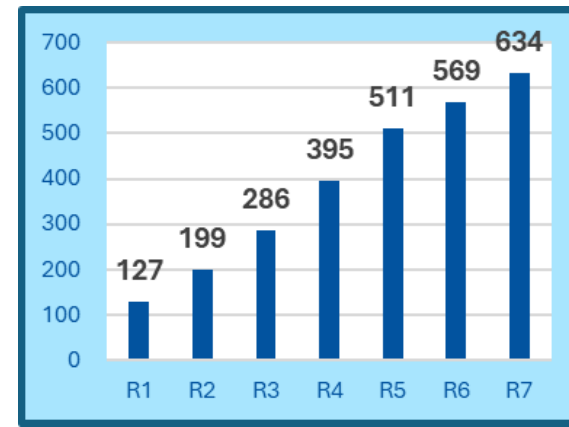
43.3%



特別支援学校

634/1,134校

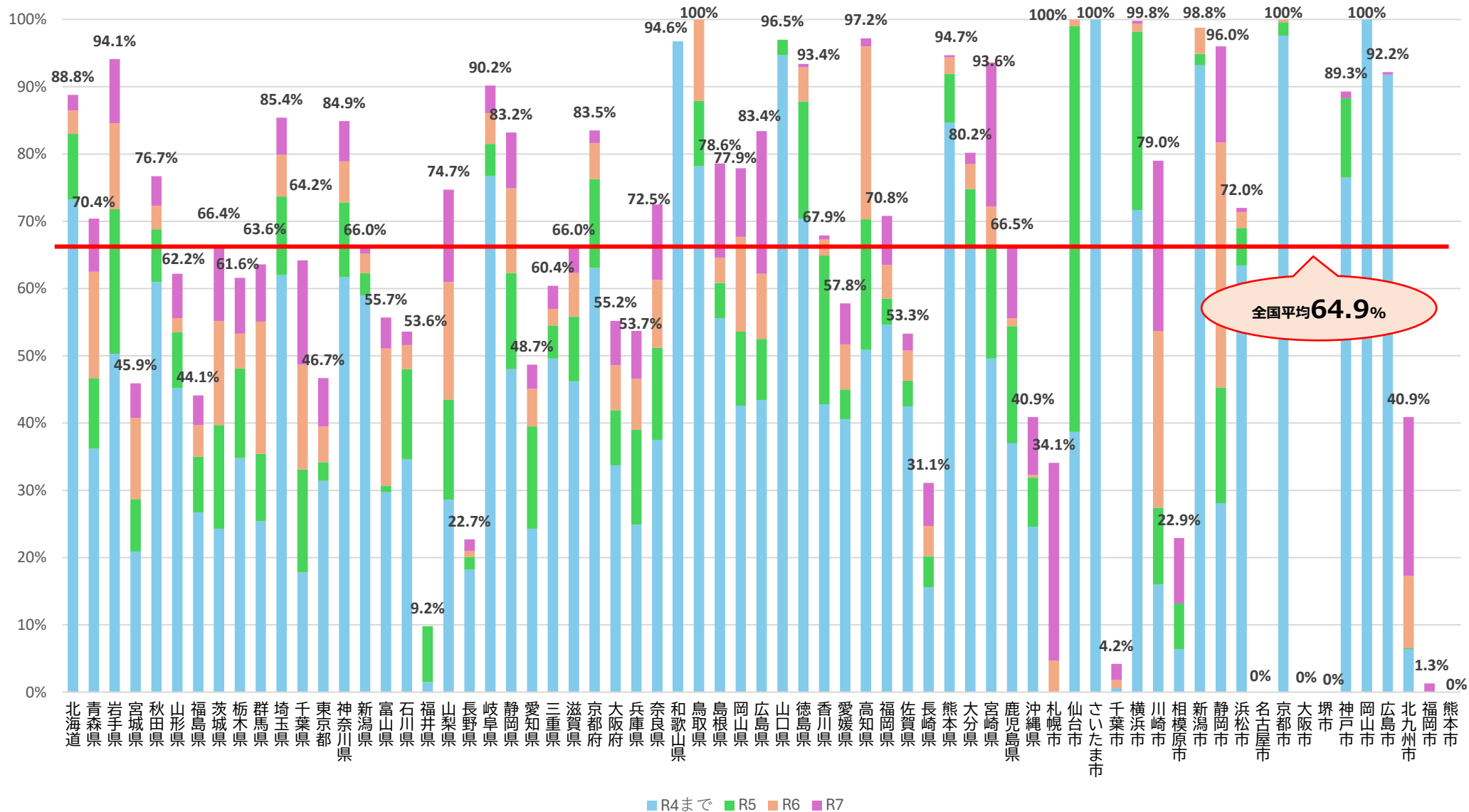
55.9%



コミュニティ・スクールの導入率（令和4年度以降の推移）

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



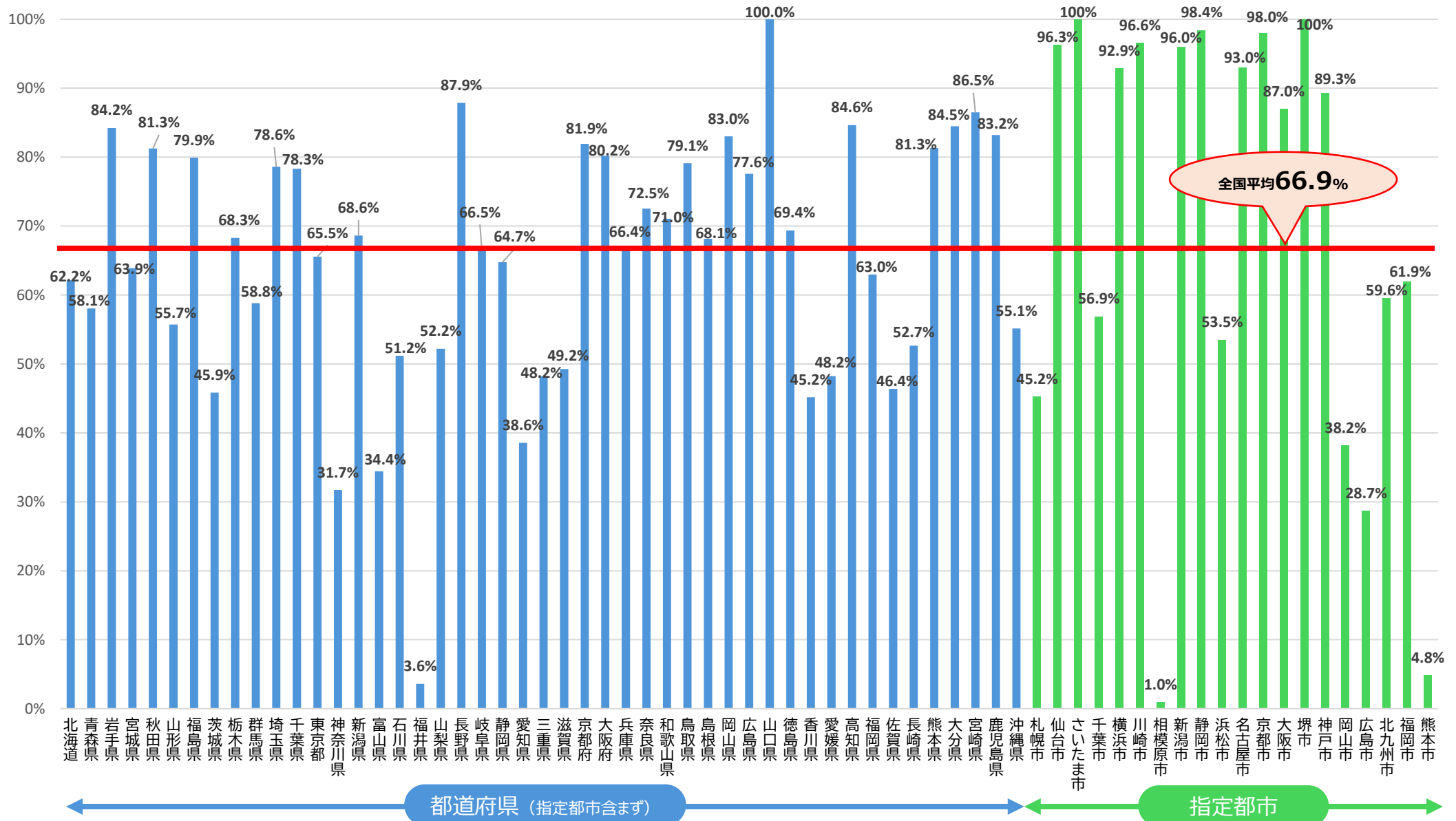
全国平均 **64.9%**

■ R4まで ■ R5 ■ R6 ■ R7

地域学校協働本部の整備率

令和7年5月1日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

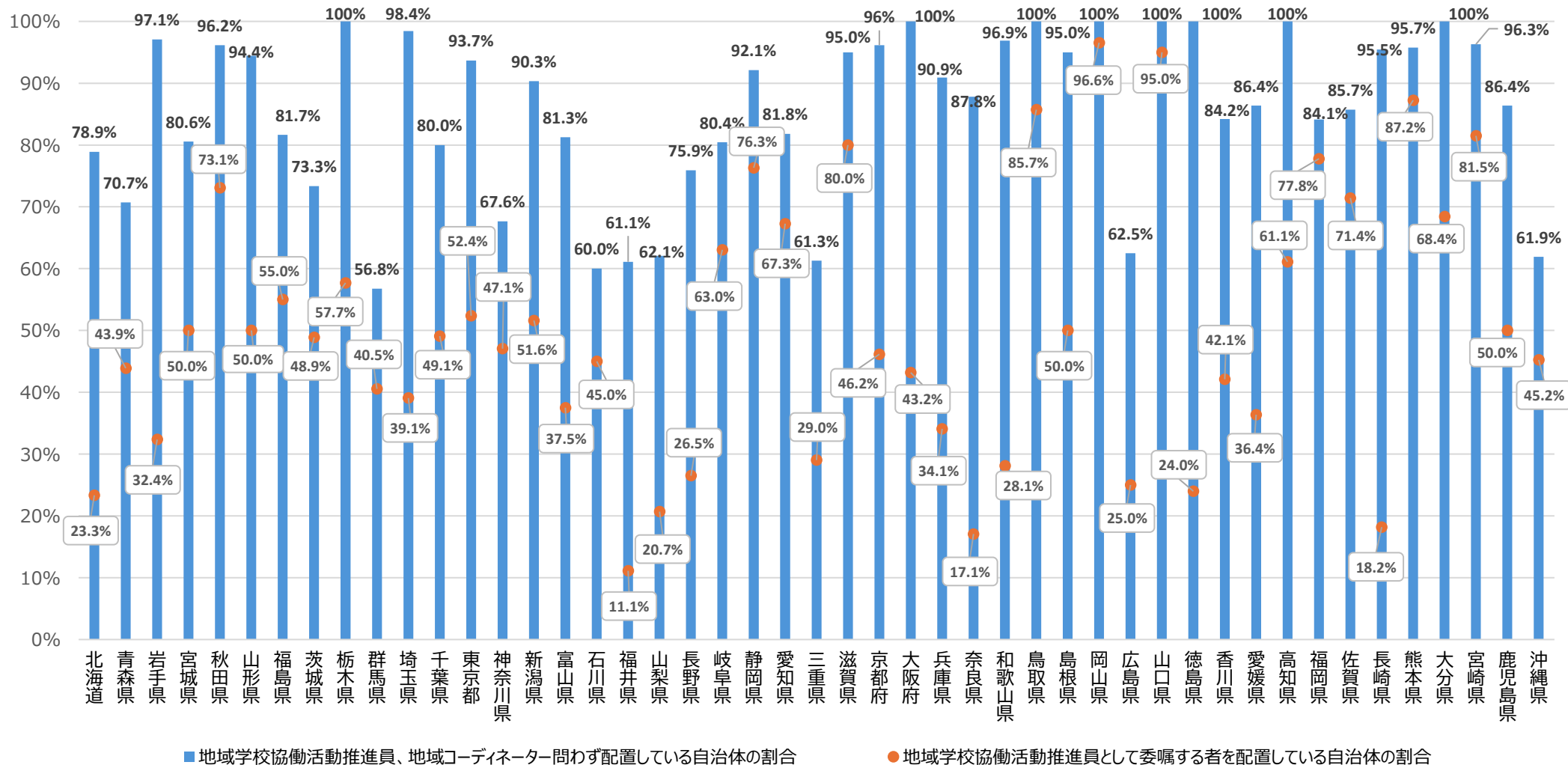


地域学校協働活動推進員等の配置状況 自治体配置率

令和7年5月1日
時点

都道府県（指定都市含む）/全学校種

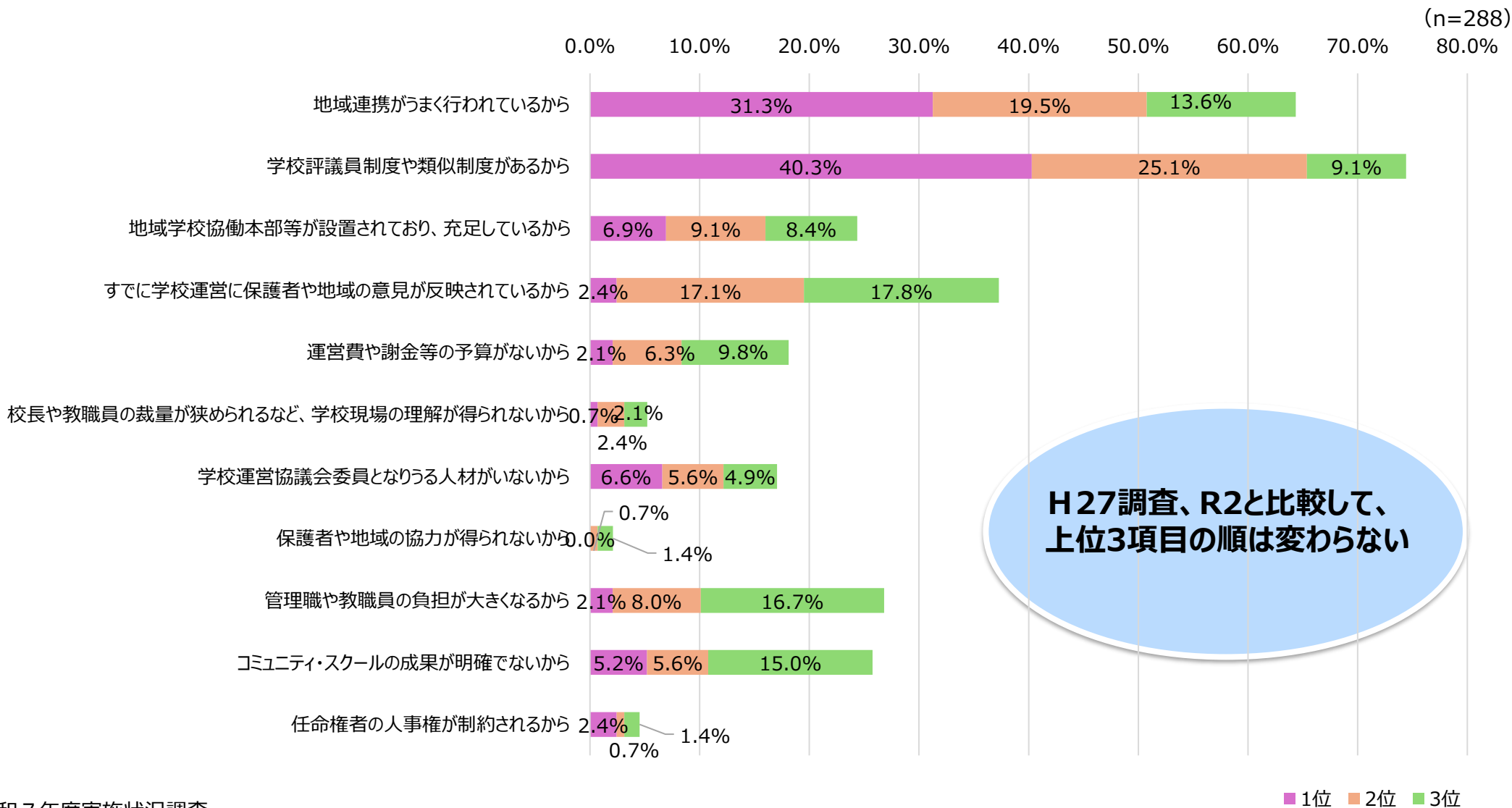
地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが配置されている（1人以上いる）自治体の割合と、このうち教育委員会が社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱する者が配置されている自治体の割合



コミュニティ・スクール未導入の理由

令和7年5月1日
時点

- 学校運営協議会を設置していない教育委員会に対し、コミュニティ・スクールを導入していない理由を調査。
- 全国的に、コミュニティ・スクールを導入していない教育委員会では、学校評議員制度など既存制度の存在や地域連携の充実が主な理由であり、予算不足や管理職・教職員の負担、導入効果の不明確さは一部の教育委員会で導入を妨げる要因となっている。



※令和7年度実施状況調査

(令和2年、平成27年は「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」で実施)

既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築

コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会規則(教育委員会規則)を作成し、地教法に基づく仕組みに位置づける

自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体(任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。)

学校関係者評価委員会

学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。
学校教育法第42、43条、同法施行規則第67条

学校評議員制度

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。
学校教育法施行規則第49条

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

- ◆ 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆ 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆ 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆ 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆ 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

※文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方
(「学校運営協議会」設置の手引き(令和元年改訂版))
をもとに作成

「教職員の任用に関する意見」の取扱いについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第47条の5

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会の定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる

- 学校運営協議会は、地域とともに学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（**分限処分、懲戒処分等は含まない**）について当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるができる。
- 任命権者は地域の実情を踏まえ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められるが、**任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではない**。さらに、**どのような事項について意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることが可能**。

（教育委員会規則の例）

A市 学校運営協議会規則

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（**特定の職員の任用に関する事項を除く**。次号において同じ。）

B区 学校運営協議会規則

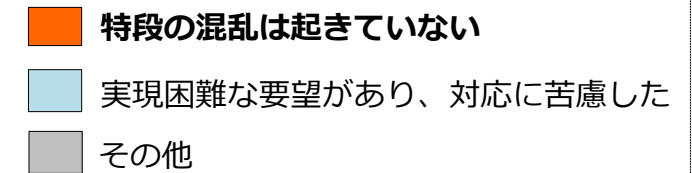
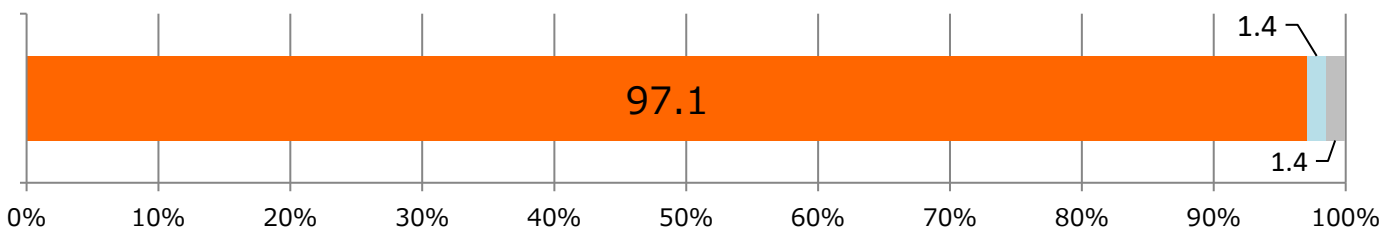
第5条 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見（**対象学校の運営改善に資する建設的な意見であるものに限る**。）を教育委員会に述べ、又は東京都教育委員会を経由して教育委員会に述べるができる。ただし、**対象学校における転任を求める意見及び個人を特定しての意見を述べることはできない**。

（要望例）

- ・ 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置
- ・ 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置

教職員の任用等に関する意見による学校運営の影響について n=140

【CS導入校の回答】



その他、以下についても明らかになっている

- ・ 実際に教職員の任用について意見が出された学校の割合は導入校の**約6.1%**（n=2,304）
- ・ 意見の内容は、教職員人事に関する**一般的な要望や教職員加配の要望が大半**を占めている

（令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日
3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

法改正を踏まえた対応例

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

【法改正により求められる事項】
校長が作成する「**基本的な方針**」に、
業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか
を確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「**業務量管理・健康確保措置**」の内容を**基本的な方針**
に明記し、学校運営協議会
の承認を得る。

意見

説明

承認

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等
の対応を行う。

地域学校協働
活動推進員等が
コーディネート

意見

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携
しつつ、業務量管理・健康
確保措置の適切な実施に取り
組む。



法改正を踏まえた対応例（2/2）

学校運営協議会を設置していない学校の対応

学校運営協議会の「類似の仕組み」や学校評議員、学校関係者評価の仕組み等を活用し、保護者、地域住民等の理解と協力を得て、「業務量管理・健康確保措置」に係る対応を行うよう努めるものとする。

（参考）「学校・教師が担う業務に係る3分類」（令和7年9月25日改正大臣指針）

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵・施錠 | 副校長・教頭固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

（※）「業務量管理・健康確保措置」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項）

CS×働き方改革（東京都杉並区立天沼小学校）

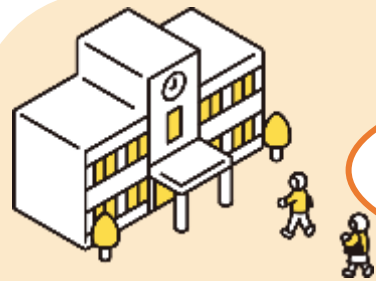
杉並区では、全公立学校で学校運営協議会を設置。学校運営協議会において承認された学校の基本方針のもと、学校支援本部で地域の人々に関わる地域学校協働活動を展開しており、近年は学校の働き方改革に資する活動が充実。

学校運営協議会における棚卸し

学校運営協議会で、協議会委員と教師による熟議を通して、学校の業務・活動等の棚卸しを実施。教師の困り感を共有し、お互いの立場を尊重し合いながら分担等の協力を推進。



地域住民が担う教師の業務負担軽減につながる活動



キャリア教育

天沼会社経営プロジェクト（AKP）
町探検、お店番体験

土曜日学校

あまぬまハッピーさたでい



日本の伝統・文化理解教育

百人一首、伝統和楽器、
昔の道具、華道

教育課程外の活動

読書活動（お話し会、読み聞かせ）
図書館整備活動、校内掲示

放課後子供教室

あまぬまハッピーくらぶ

学習支援

校外活動の引率、1年生サポート、
展覧会、音楽会等の行事運営

協働して行う地域活動

地域食堂キッチンあまぬま、
天沼小学校震災救援所

学校運営協議会において、H31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、これまで学校主導で取り組んできた活動内容を検討し、そのいくつかを地域主導に移行した。

学校・学校運営協議会の取組

学校運営協議会で協議し、学校運営協議会の各部会において、**既存の学校における取組の中から**、地域主導で実施可能な事項について検討を行った。



地域の塾の協力による夏季補充学習



地域住民による挨拶運動



地域の高校と連携した部活動

◆R4年度中に、各部会における以下の取組について、**地域主導による実施を実現**した。

知 →地域の民間塾や高校（教員・生徒）の協力による夏季休業中の補習

※教員が実施していた補習を地域へ移行

徳 →地域住民による交通安全運動期間（年4回）の挨拶運動・見守り活動

※教員が当番制で行っていた活動を地域へ移行

体 →地元の高校生や高校の教員を指導者として部活動に招く

※専門的な指導のできる高校教員・高校生が支援

その他→定期テストの最終日に部活動加入生徒を集め、基礎体力づくりの講座を実施（令和4年度実施）

※教員はテストの採点時間を確保することができる

成果と今後の展望

- ◆地域主導の取り組みに移行したことにより、**活動内容がさらに充実**した。
- ◆教職員の意識においても、**CSが業務カイゼンに寄与している**ことが顕著に確認された。

教職員アンケート「各種のCS活動によって、教職員の『業務カイゼン』が進んでいる」に対する肯定的回答の割合

R4:100%

R5:100%

「地方創生2.0基本構想」を踏まえた対応について(通知)」(令和7年6月23日)

7 教地推第37号
令和7年6月23日

各都道府県・指定都市教育委員会
コミュニティ・スクール担当課長
地域学校協働活動担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
高田 行紀

「地方創生2.0基本構想」を踏まえた対応について(通知)

平素より、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な取組の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月13日に「地方創生2.0基本構想」(以下「基本構想」という。)が閣議決定され、基本構想では、「地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成」が政策パッケージとして掲げられ、「学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり」に関する内容が明記されました(別添1)。

各教育委員会におかれては、この基本構想の政策を推進するため、例えば、郷土教育や地元産業を担う人材育成の一層の充実に向け、学校運営協議会等における協議の場や地域学校協働活動を積極的に御活用いただくことを御検討願います。その際には、下記の点にも御留意願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、城内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等が適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

記

- 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実を努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。
- 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。

- 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業(別添2)」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」などの事業及び寄附の活用も考えられること。
- 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例(別添3)」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

【別添1】地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定)抜粋

【別添2】地域と学校の連携・協働体制構築事業

【別添3】郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例

(参考1)

- 地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定)
[20250613_honbun.pdf](https://www.mext.go.jp/main/jokoku/001/20250613_honbun.pdf)

(参考2)

- 地域と学校の連携・協働体制構築事業
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/vosan/>
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/index.html>
- ふるさと納税ポータルサイト
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/80430_2_koiin.html
- 企業版ふるさと納税ポータルサイト
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働推進室地域学校協働企画係
TEL: 03-5253-4111(内線2005、3284)
E-mail: s-manabi@mext.go.jp

- 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実に努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。
- 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。
- 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業(別添2)」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」などの事業及び寄附の活用も考えられること。
- 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例(別添3)」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

【事例】CSの仕組みを活かした地域農業の担い手育成の取組 (大分県立久住高原農業高校)

久住高原農業高校では、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域と連携した特色ある教育活動を展開。産官学連携による実践的な農業学習や地場企業・地元農業法人による就職説明会の開催等により、魅力ある学校づくりと生徒の地元定着、地域農業の担い手育成の好循環を実現。



久住高原農業高校

CSのミッション

1. 特色ある教育活動の展開 (経営計画、教育課程など)
2. 企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
3. 全国募集などの定員確保に関する支援 等

地域と連携した特色ある教育活動

地域農業法人代表(CS委員) 所有の牧場でのインターン



大学准教授(CS委員)による ウシの発育調査実習



竹田市が誇る発酵食品についての学習会



近隣小学校へのアウトリーチ (野菜栽培方法の指導)



チャレンジMy農場

地元農家や自治体の協力により、実際に一から農業を体験し、やりがいや魅力を学ぶ取組



- ① 栽培計画を立案
- ② 作物に適した農場づくり
- ③ 農場で収穫できた作物の加工・販売

うし部



JA全農おおいと人材育成に関する協定を結んでおり、活動の一環として寄贈された牛舎を実習や部活等で使用。全国の農業高校同士で飼育している和牛に対する取組や肉質を競い合う「和牛甲子園」で入賞を目指す。

魅力ある学校づくりと生徒の地元定着の好循環

学校運営協議会委員

- ◎竹田市教育委員会教育長
- ・竹田市総務課長
- ・竹田市久住支所長
- ・地域代表
- ・企業代表
- ・大分県豊肥振興局長
- 九州大学准教授
- ・近隣小中学校長
- ・地元農業関連企業代表
- ・地域農業法人代表
- ・同窓会長、PTA会長 等

産官学連携による 実践的な農業学習



地場企業、地域農業法人 見学会・就職説明会の開催



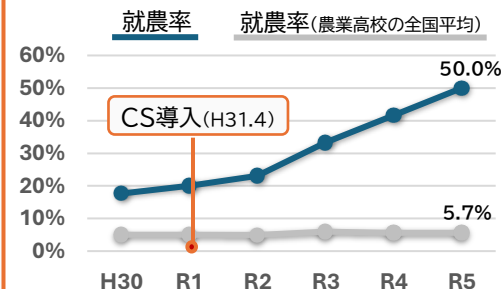
近隣大学

地場企業

行政

地元農業法人

卒業生の進路(就農率)



※就農率は就職者に対する就農者の割合



令和7年3月3日

1. これまでの議論

- 学校の努力だけでは防止できない事案 (地震などの自然災害、不審者侵入事件、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等)の顕在化
- 学校安全に関する課題の複雑化・多様化
 - **実効的・持続的な学校安全の取組を組織的に推進**する必要
 - **セーフティプロモーションスクール***1の考え方を取り入れた取組の充実
 - **コミュニティ・スクール***2の仕組みの活用を含む地域との連携・協力の必要性
 - 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直す**サイクルの構築**が必要

*1学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校

*2地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校

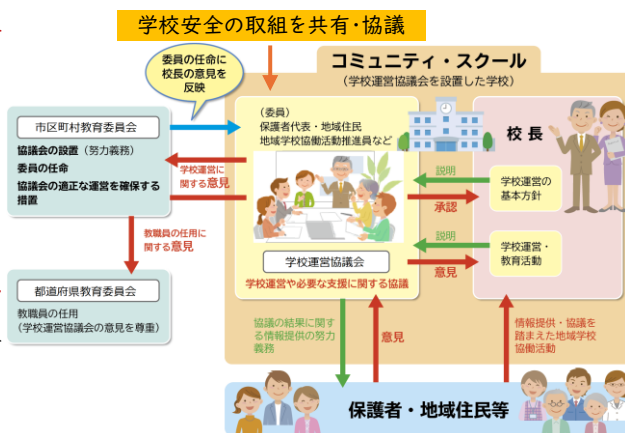
地域や関係機関等との連携・教職員及び校内組織体制について検討・整理

2. 地域や関係機関等との連携体制の整備

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用
- 「安全教育」「安全管理」の充実の観点から連携の充実を図る
 - 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を学校運営協議会等の場で共有し、協議を行う
- 自然災害や犯罪被害は地域においても共通の課題

→ 自治体の防災・安全担当部局や警察・消防等も交えた取組の推進

- 地域や関係機関・団体との連携を強化、外部評価や改善を継続
 - **セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進**



※学校運営協議会未設置校や国立・私立学校でも地域や関係機関等が関わる既存の会議等を活用して学校安全について協議していくことが有効

3. 学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実

- 学校安全の校内組織体制の整備・充実を図る
 - **学校安全を学校経営方針の柱**に位置付ける
 - 校長等の管理職のリーダーシップの下、校務分掌に**中核を担う教職員を位置付け**つつ、**全ての教職員で取り組む校内組織体制**を構築する
 - **中核を担う教職員**には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、**中堅層の教師**を充て**適切な処遇等**について検討
 - 学校の設置者は各学校の**組織体制整備を支援**する
 - 各教職員に求められる**役割及び資質能力を整理**
 - **教師の負担軽減のため、地域の多様な関係者等と効果的な連携**を図る



- | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての教職員 | ・学校安全の重要性の理解、推進するための課題の認識
・各自の役割に係る取組とマニュアル等見直しへの参画、安全教育の実施
・事故の未然防止に関する安全管理、事故等発生時の対応の実施 等 |
| 校長等の管理職 | ・学校経営に学校安全を位置付け、学校安全の方針を示す
・事故の未然防止、発生時における安全確保のリーダーシップ
・校内組織体制及び、家庭・地域・関係機関等との連携体制の整備 等 |
| 中核を担う教職員 | ・校内組織の円滑な機能、取組の効果を上げる調整・指導・助言
・実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・見直し
・校内研修の企画・実施、外部機関との連絡調整の窓口 等 |

4. 教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備

- 各教職員が、できるだけ速やかに必要な資質能力を習得したり、学校安全の諸課題への対応能力を身に付けられるようにする必要
 - **教職員の負担を軽減**しつつ、効率的・効果的に学べるよう、**オンライン・オンデマンド形式や実習・演習形式を適切に組み合わせた研修**を充実
- 校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員が中心となって、計画的かつ着実な研修・訓練等を実施する必要
 - 学校安全に関する研修の**教員研修計画への位置付け**、**法定研修**での取り扱い、**研修受講履歴**の適切な記録、**教員養成**における学修の充実

※国立・私立学校に対しても、積極的な情報提供や研修の機会の提供等を通じて、地域全体での資質能力の向上や連携体制の強化を図る必要

コミュニティ・スクールを活用した防災・減災のまちづくりの取組

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）【抜粋】

基本的な考え方：「地域コミュニティの強化や平時のウェルビーイングにもつながっていく様々なフェーズフリー対策の活用」

第4章 推進が特に必要となる施策

（5）地域における防災力の一層の強化

「学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化」、「国民の防災意識の向上」

【岩手県大槌町】CSによる教育活動を通じた地域コミュニティの復興

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と 学校課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

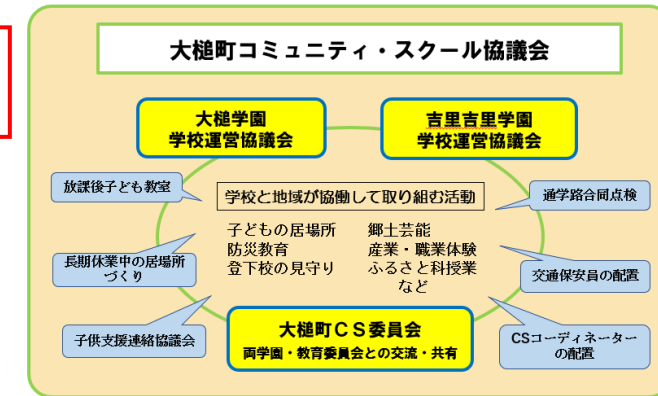
○教育環境の復興

- 安心して学べる新しい学校の建設
- 9年間の継続性を持った心のケア

○学校だけでは解決できない課題解決への取組

- 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



【熊本県】地震の経験を踏まえ、全県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入

※令和4年度に全ての県立高校・特別支援学校が防災を含めた総合型CSに移行済み

特徴的な活動

- ◆ 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

コミュニティ・スクールを活用して、平時から、学校・地域が協働して防災・減災のまちづくりに取り組む体制を整備



2

コミュニティ・スクールの導入促進・効果的な運営の 継続のための国の方策と教育委員会の役割

令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動 実施状況調査結果を踏まえた対応等について

(令和8年3月3日付け7文科教第1783号/各都道府県等教育委員会教育長宛て文部科学省総合教育政策局長通知) 【概要】

1. コミュニティ・スクールの導入促進について

公立学校の導入割合

64.9%

幼稚園	18.6%
高等学校	43.5%
特別支援学校	55.9%

- ✓未導入の学校
- ✓導入率の低い学校種
- ✓類似制度導入校



- ✓他自治体の成果や好事例を踏まえて
- ✓幼小接続、産学連携など学校種ごとに求められる連携・協働の特徴を踏まえて
- ✓法律に基づくCSの趣旨を踏まえて

【法律に基づくCS】

- *学校運営協議会委員は特別職の地方公務員の身分となる（報酬支払対象）
- *基本的な方針の承認や
学校運営・教員の任用に関する意見の提出などの権限を有する
⇒委員に当事者性、自立性・対等性、責任が担保される

法律に基づく
学校運営協議会の設置について検討すること。

2. 地域学校協働本部の整備について

公立学校の整備割合

66.9%

地域学校協働活動を推進をする緩やかなネットワーク

- » *コーディネート機能
- *多様な活動
- *継続的な活動

継続的・安定的な活動が実施されるよう、
「地域学校協働本部」を整備することが望ましい。

3. 地域学校協働活動推進員等の配置について

地域学校協働活動 推進員等の配置人数

35,246人

地域間での差が課題

地域学校協働活動の企画・調整等を担うコーディネーターの役割が非常に重要。

地域住民等と学校の連携・協働体制の整備の一環として
地域学校協働活動推進員等を配置することが望ましい。

※「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の活用が可能！



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について

CSと地域学校協働本部
の両方が整備されている
割合 **51.6%**

学校と地域が相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要。

- ✓学校教育を地域学校協働活動により充実させる観点
- ✓地域課題を学校、児童生徒、保護者等との協働により解決していく観点

➤ **両取組の一体的推進を図ることが重要。両取組が円滑に連動しながら展開されるよう、地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会委員として任命することが望ましい。**

5. コミュニティ・スクールの効果的な運営の継続に向けた取組について

効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組

- ・学校運営協議会間の情報交換
- ・教職員、学校運営協議会委員、推進員等を対象とした研修会・説明会の実施

➤ **40%未満！！**

＜ある指摘内容＞

学校運営協議会の開催が年3回以下であり、
定例的に学校長からの説明を受けるだけの内容となっているなど、
学校運営協議会が形式的なものになっているのではないか。

➤ **学校運営協議会委員が当事者として主体的に学校運営の改善に参画できるように、働きかけや伴走支援を積極的に行うことが重要。**

- * **研修会**・説明会を実施し、地域を取り巻く課題や課題解決を図った好事例を共有する
- * **協議事項例**や解決を望む具体的な課題を学校側から委員に適切に提示・共有する
- * 学校運営協議会の取組として委員と教職員の熟議を行う
- * CSマイスターの活用や、CSアドバイザーの配置（都道府県・政令市・中核市）などの伴走支援体制の整備

※研修会等の実施には「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の活用が可能！

協議事項例



- ・教育課程の編成に関する事
- ・学校の働き方改革に関する事
- ・学校施設の活用に関する事
- ・放課後児童対策に関する事
- ・家庭教育支援に関する事
- ・学校図書館に関する事
- ・学校安全に関する事
- ・日本語教育支援に関する事
- ・児童生徒の学力及び学習習慣・生活習慣の状況に関する事
- ・学校の適正規模・適正配置に関する事
- ・学校評価に関する事
- ・不登校対策等の生徒指導上の課題解決に関する事
- ・特別支援教育の推進に関する事
- ・部活動の地域展開等に関する事
- ・地域の教育機関、社会教育施設、民間企業、団体等との連携に関する事

CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- CSマイスターは、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行う。
- コミュニティ・スクールの更なる導入加速に向け、特に地方公共団体の首長や教育長等の理解を促進する活動への協力を依頼するため、「CS推進名誉マイスター」を任命。

CS推進名誉マイスター（5名）

貝ノ瀬 滋 前三鷹市教育長、コミュニティ・スクール連絡協議会顧問
小西 哲也 下関市立大学 特命教授
竹原 和泉 特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事

根本 洋治 前茨城県牛久市長
森 保之 福岡教育大学教職大学院 非常勤講師

CSマイスター（29名）

赤松 梨江子 四国まなび未来ネットワーク研究所 代表
朝倉 美由紀 明星大学教育学部 特任教授
安齋 宏之 ふくしま学校と地域の未来研究所 代表
井上 尚子 一般社団法人エス・プレイス(S・PLACE) 代表理事
井上 昌幸 栃木県教育委員会生涯学習課 副主幹
大谷 裕美子 ゆめ☆まなびネット 代表コーディネーター
翁長 有希 一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事
梶原 敏明 大分県玖珠町教育委員会 教育長
風岡 治 愛知教育大学 教授
香山 真一 岡山県青少年教育センター閑谷学校 所長
小見 まいこ NPO法人みらいずworks 代表理事
猿渡 智衛 金沢大学 客員研究員/ファンドレイザー
鈴木 廣志 とちぎ市民活動推進センターくらら 副センター長
大門 和喜 大阪府千早赤阪村教育委員会 教育長
高野 睦 秋田県由利本荘市立大内中学校 教諭

竹村 和之 山口県立大学
玉利 勇二 社会福祉法人スマイリング・パーク 人財育成教育事業部責任者
出口 寿久 旭川市立大学地域創造学部地域創造学科 教授
取釜 宏行 一般社団法人まなびのみなと 代表
西 祐樹 福岡県春日市議会事務局 議事課 主査
野澤 令照 利府町文化交流センター「リフノス」センター長
廣瀬 志保 山梨県立笛吹高等学校 校長
福田 範史 公益財団法人鳥取県学校給食会 理事長
福田 晴一 東京都北区教育委員会 教育長
船坂 礼子 瀬戸市教育委員会 CS統括コーディネーター
合同会社エデュエール 代表社員
前川 浩一 長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
森 万喜子 青森県教育改革有識者会議 副議長
横澤 孝泰
四柳 千夏子 ひとまちみらい研究所 代表

※ 所属・役職については令和8年4月時点です。

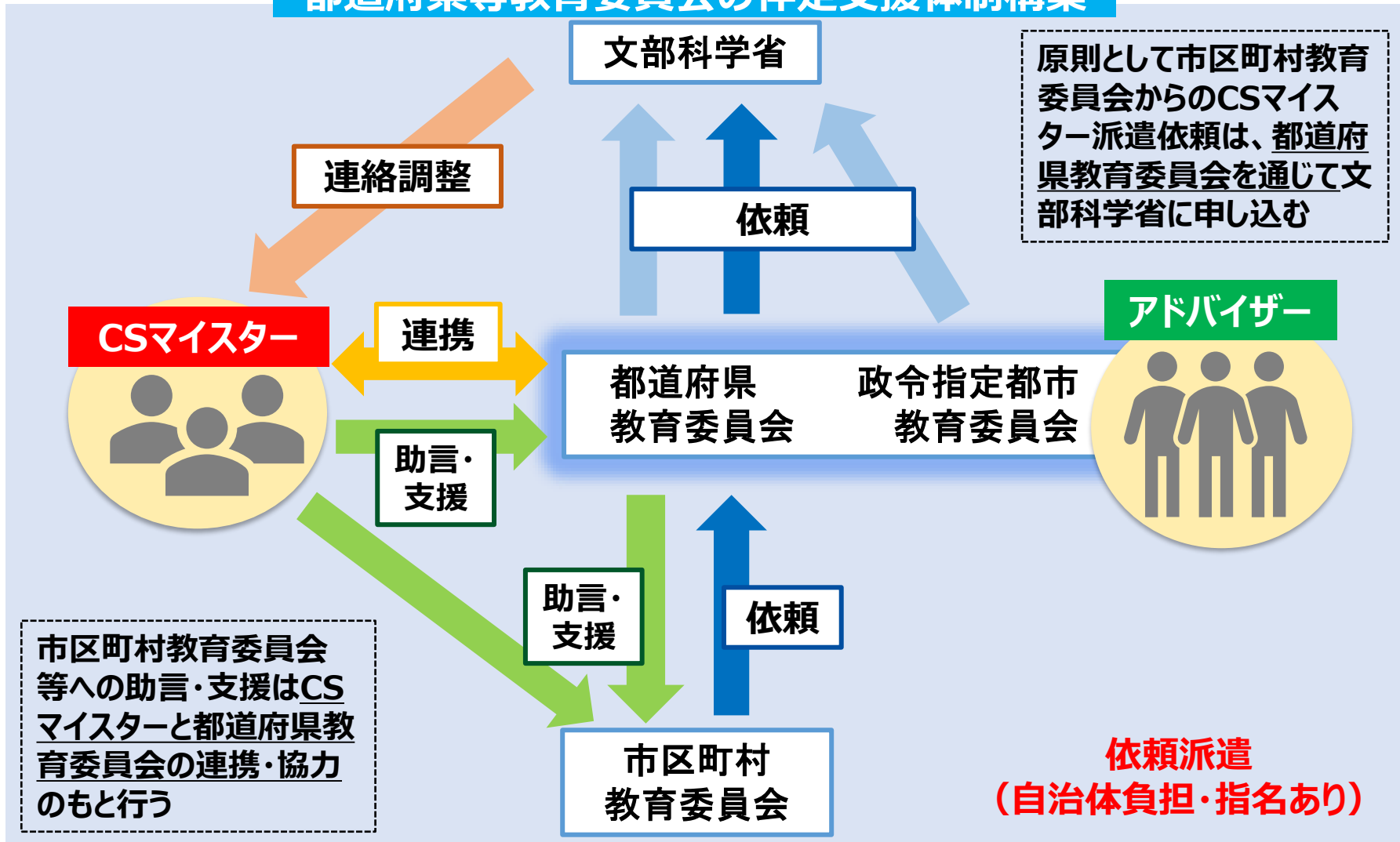
CSマイスター「依頼派遣」

コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、都道府県教育委員会においては、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、導入促進のみならず導入後の伴走支援を行う必要がある。

市区町村教育委員会からの依頼による文部科学省の「CSマイスター派遣」を、都道府県教育委員会との連携・協力のもと実施することにより、都道府県教育委員会の伴走支援体制の構築を図る。

自治体からの依頼に応じた依頼派遣

都道府県等教育委員会の伴走支援体制構築



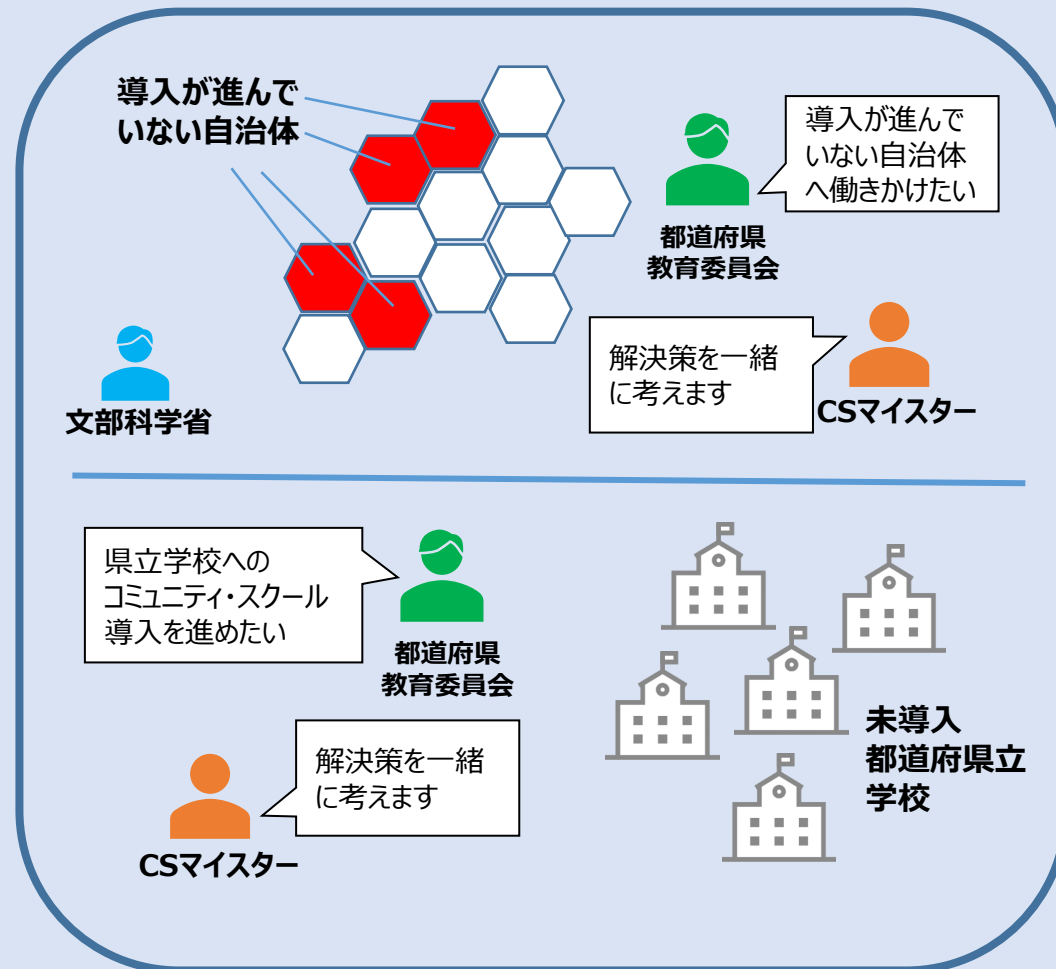
CSマイスター「プッシュ型派遣」

コミュニティ・スクールの導入を加速するためには、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校に対しても、コミュニティ・スクールの十分な理解を促し、導入に向けた積極的な働きかけを行う必要がある。

都道府県教育委員会の推進プラン策定や推進アクションをCSマイスターが積極的にサポートすることにより、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校の導入促進を図る。**【プランニングサポート、アクションサポート、フォローアップサポートが活用できます】**

導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校へのプッシュ型

都道府県教育委員会とCSマイスターの連携による導入促進



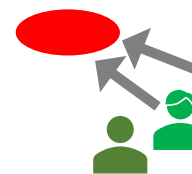
プランニングサポート



域内CS導入促進のプランニング助言

都道府県教育委員会が主体となり推進計画を立てる。CSマイスターは**アドバイザー**として関与する。

アクションサポート



都道府県教育委員会（アドバイザー）によるアクション

コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体や都道府県立学校に対して、**訪問や説明会の実施、関係者による協議等**を実施する。
（例：未導入自治体を集めた説明会の実施、高校校長会での説明）

フォローアップサポート



アクション後の進展サポート

アクション後の効果を確認するとともに、**次の強化プランへの助言・支援**を行う。

※CSマイスターを派遣できる総時間数は最大12時間とする

「プッシュ型派遣に関する留意事項・補足事項」

- ・対象自治体選定（決定）の後、具体の派遣計画を策定するに当たってはプッシュ型派遣の趣旨を十分に踏まえ、例えば以下の点について留意・検討すること。
- ✓ 対象自治体・関係市区町村の首長・教育長等の理解・リーダーシップの重要性に鑑み、派遣開始時等に首長・教育長等と担当CSマイスターの懇談機会を設けることが望ましいこと。加えて、総合教育会議、教育委員会会議、社会教育委員会会議等の場を活用することや、下記CS推進名誉マイスターの派遣と連携を図ることも考えられること。
- ✓ コミュニティ・スクール導入後を見据え地域学校協働活動との一体的取組を推進するためにも、学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携体制を含め教育委員会内の体制構築が求められること。
- ✓ 域内の教育長会議・校長会等の機会を活用したり、説明会・研修会等の機会にモデル校以外の未導入校の参加を得たりするなど、域内への波及効果を意識すること。
- ✓ 域内への波及効果及び予算の効率的・効果的な執行の観点から、対面・オンラインを組み合わせた実施が望ましいこと。
- ✓ プッシュ型派遣の趣旨に照らして、対象自治体においていわゆる手挙げ方式のみによってコンサルティング等を行う市区町村や学校を選定する方法は望ましくないこと。
- ・対象自治体及び担当CSマイスターの意向等を踏まえ、異なる専門性を持つ複数名のCSマイスターによるチームでの派遣を調整する場合があること。
- ・対象自治体と連携する、教職課程を置く大学等への派遣も可能とし、その必要性・実効性等を確認の上で、最大12時間の枠外として予算の範囲内で調整を行うものとする。

「CS推進名誉マイスターの派遣・活用について」

特に地方公共団体の首長や教育長等ハイレベルの理解促進等を図るため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組やそれを活かしたまちづくり等を推進してきた知見を持つ者を「CS推進名誉マイスター」として派遣する。

なお、CS推進名誉マイスターの派遣その他の運用（派遣期間、費用負担等）については、CSマイスター派遣事業に準じて行う。

「CS推進名誉マイスターの活用場面例」

- ✓ コミュニティ・スクールを導入する自治体の首長・教育長等への説明
- ✓ 首長会議や教育長会議、総合教育会議等におけるコミュニティ・スクールに関する説明・講演
- ✓ 自治体で実施するフォーラム等における首長・教育長等との対談等

推進体制

CS推進協議会

- ・教育委員会関係課
- ・首長部局関係課
- ・CSアドバイザー
 - ・校長会
 - ・有識者 等

学校教育所管課

- ・指導課
- ・教職員 等

社会教育所管課

- ・家庭教育支援課
- ・生涯学習課 等



CS
アドバイザー

CS
アドバイザー

CS
アドバイザー

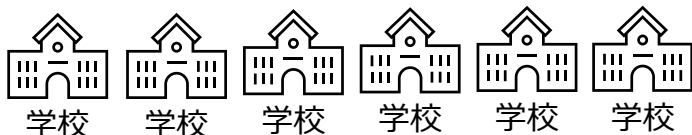
市区
町村

市区
町村

市区
町村

市区
町村

市区
町村



CS主担当課の役割

推進方針

○CSの推進協議会の開催

- ・CS関係課や有識者等をメンバーにして推進協議会を開催

○CS推進方針の策定

- ・市区町村を含めた県全体としてのCS推進方針を策定
(所管学校のCS推進計画を含む)

状況把握

○市区町村のコミュニティ・スクール推進状況の把握

- ・国の実施状況調査を活用した状況把握
- ・訪問やヒアリングによる市区町村の具体的な導入計画の把握

○所管する学校の学校運営協議会の状態把握（高校・特別支援学校所管と連携）

- ・学校運営協議会の参観や関係者へのヒアリング

CSアドバイザー

○CSアドバイザーの配置・活用

- ・推進方針に沿った人選（CSについて豊かな知識と実践を有する者）
- ・市区町村教育委員会や所管学校への派遣・助言

○CSアドバイザーの資質向上

- ・CSマイスターによる指導・助言、CSアドバイザー研修会の実施

研修

○市区町村教育委員会研修【対象】市区町村CS担当者

- ・CS導入前研修
- ・CS導入後研修

○地域学校協働活動推進員等研修【対象】地域学校協働活動推進員等

- ・地域学校協働活動推進等の資質向上研修 ※高校・特別支援学校にも周知

○合同研修【CS関係者】

- ・CSや地域学校協働活動の推進、人づくりや地域づくり意識の醸成

関係課との連携

- ・CS理解の支援
- ・国の動向の共有
- ・県内のCS状況の共有 等

CSアドバイザーとの連携が大切



その他にも

- 初任者研修
- 管理職研修 等

において、CSの内容を盛り込む

CSアドバイザーの配置促進（都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築）

- コミュニティ・スクールの導入促進や導入後の質的向上を図るためには、都道府県教育委員会等における**持続可能な伴支援体制を構築**することが不可欠
- コミュニティ・スクールについて豊かな知識や実践を有する者をCSアドバイザーとして配置し、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、**継続的に適切な助言・支援**を行うことが重要

CSアドバイザーの役割

都道府県や政令指定都市、中核市の伴走支援体制の構築や学校運営協議会の設置及びその円滑な実施に向けて、域内市町村教育委員会や学校等に助言・支援を行う



CSアドバイザー 役割の具体例



- 都道府県主催の市町村研修会の講師・助言
- 導入に関する地域説明会の講師・助言
- 学校訪問による管理職への助言・支援
- 学校運営協議会への参加及び助言・支援
- CS研修会の企画・運営及び講話・助言
- 社会教育課と学校教育課の連携強化
- 都道府県内各地のCSに関する情報集約と発信

CSアドバイザーとして想定される人

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する実績があり、教育委員会と連携・協力できる人を想定

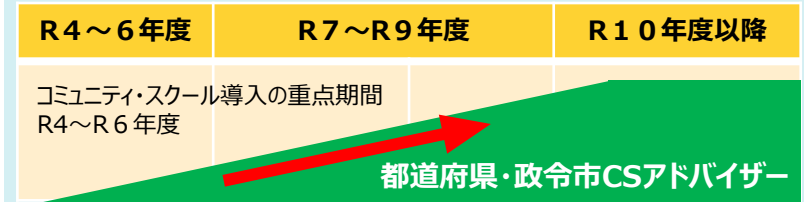
(例)

- コミュニティ・スクールの経験がある元校長
 - 学校と地域の連携・協働の経験があるコーディネーター
 - コミュニティ・スクール導入に関わった元教育行政職員
- ※体制強化の主旨から現職の教育行政職員は想定していません

CSアドバイザーの配置人数

例えば、都道府県内の各教育事務所にアドバイザーを配置することにより、市町村教育委員会や域内学校に効果的・継続的に助言・支援できることが考えられる

アドバイザー配置の今後の計画



研修（CSアドバイザーの資質向上）

配置後、都道府県教育委員会は体制強化を持続可能とするため定期的
にアドバイザーの研修を実施することが
必要

- アドバイザーと都道府県教育委員会の連絡会議
- 市町村教育委員会担当者との合同研修会
- 国や都道府県主催のCSフォーラム参加
- 文部科学省CSマイスターとの合同研修会 等

財政支援について

国は都道府県等に対し、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（補助事業）により、アドバイザーの配置及び研修に必要な経費を支援。
補助率：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R8年度予定

開催地	期日	会場等	主催
群馬県	7月31日（金）	Gメッセ群馬 （WEB配信併用）	・文部科学省 ・群馬県教育委員会
京都市	11月14日（土）	国立京都国際会館 （WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・京都市教育委員会

R7年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
千葉県	8月2日（土）	台風接近により中止 ※後日動画配信	2040年の未来を拓くコミュニティ・スクール ～地方創生の鍵を握る産学官連携～	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市 （宮城県）	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス （WEB配信併用）	多様なつながりの中で 共に学び支え合う 社会の実現に向かって	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R6年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！ 子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活 動の一体的な取組を通して～	文部科学省、山梨県教育委員会、
金沢市 （石川県）	11月8日（土）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活 動の一体的な取組を通して～	全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省、金沢市教育委員会
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂	コミュニティ・スクールの “これまで”と“これから”	文部科学省

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和8年度予算額
(前年度予算額)

7,052百万円
7,052百万円)



現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現**を目指す。
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

関連文書等

- ・経済財政運営と改革の基本方針2025 (R7.6.13閣議決定)
- ・地方創生2.0基本構想 (R7.6.13閣議決定)
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (R7.6.13閣議決定)
- ・放課後児童対策パッケージ

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

(事業実施期間：平成27年度～)

交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



▶ コーディネート機能の強化

- 地域学校協働活動推進員等の配置を促進
学校における働き方改革、郷土教育や地域産業を担う人材育成などの地域課題に応じた追加配置や常駐的な活動等を支援

▶ 教育委員会の伴走支援体制の強化

- CSアドバイザーの配置促進
- 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

▶ 地域学校協働活動の実施

- 学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援(地域未来塾等)や体験・交流活動等を支援
- 郷土学習に係る活動等を支援
- 共働き世帯の増加に伴う学校始業前(朝)における活動等を支援

ロジックモデル

アウトプット (活動目標)

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施

【参考】 予算補助を受ける自治体
R5:1,366自治体 R6:1,374自治体 R7:1,376自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】 予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数
R5:31,125人 R6:32,675人 R7:33,172人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体(都道府県・政令市)の増加

短期アウトカム (成果目標)

子供を取り巻く課題(学校運営上の課題)を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題(地域の課題)を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題(家庭の課題)を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム (成果目標)

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R7:22,693校
【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R7:22,009校
【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム (成果目標)

地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成

【参考】「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

○補助要件の改定

要件1から要件3までのいずれも満たすこと

要件1：コミュニティ・スクールの導入促進

以下の①又は②のいずれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校（公立幼稚園除く、以下同）の**40%以上**でコミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校に**令和8年度以降3年度以内にコミュニティ・スクールの導入率を40%以上に**する**具体的な計画**を有していること。

要件2：地域学校協働活動推進員の配置促進

地域学校協働活動推進員等を配置していること。**本補助事業の国庫補助金額（総額）が500万円以上となる地方自治体にあつては、本補助事業を活用して、地域学校協働活動推進員の配置に係る経費（謝金等）について本事業を活用し、一定額の予算措置を行うこと。**

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない
- 予算措置を行う地域学校協働推進員等の人数は地方自治体の実情に合わせて判断すること

要件3：地域と学校の連携・協働体制の構築等に係る経費の活用

都道府県、政令市及び中核市については、地域と学校の連携・協働体制の構築等の取組に係る経費のうち研修の実施に係る経費について、本事業を活用し、一定額の予算措置を行うこと。また、国庫補助額が500万円以上のその他の自治体についても同様とする。

○放課後子供教室の活動日数の上限について

放課後子供教室の活動日数は、現在、特に必要な場合に限り、200日を超える活動についても補助対象としていたが、令和8年度においては、**活動日数の上限を年間200日以内とし、200日を超える部分の活動については、補助対象外**とする。

学校における働き方改革を踏まえた活動の徹底について

令和7年6月に成立した学校の働き方改革推進に係る法改正（コミュニティ・スクールの根拠法の一部改正）を踏まえ、令和8年度予算案では、地域住民・保護者等との協働による教員の業務負担軽減につながる活動への支援を拡充しています。

拡充にあたり、働き方改革を踏まえた活動への積極的な経費計上をお願いします。

令和7年度から引き続き、**本経費に関しては、優先配分としますが、一方で他の経費への流用はできません。**
（事業計画に当たっては、学校における働き方改革担当課や、部活動担当課へ必ず共有いただき、予算活用を検討してください。）

また、積極的な活用を促すため、補助金仮申請内容精査後、個別の自治体に対し、本経費の活用に向けた指導・助言を行う予定です。

学校の働き方改革を踏まえた活動の例

- 授業準備・補助
- 部活動の補助・見守り
- 学校行事の準備・運営

※スクールサポートスタッフのような期間を定めた任用行為は不要です。

- 教員の業務負担軽減に資する出前授業・外部講師の活用
- 放課後・夜間における校外の見回り
- 従来教員が担っていた不登校の児童生徒への対応
- 登下校の見守り
- 朝の児童（小学生）の見守り
- 部活動の地域展開等に伴う中学生等の居場所の確保

教員の業務負担軽減に繋がる活動は積極的な経費計上を！！！！

etc.

東京都A市で行われている地域人材による部活動の支援内容

- ◆活動の見守り
- ◆大会の引率補助
- ◆広報等の資料作成
- ◆活動費の管理
(活動費や保険料の集金、必要物品の購入)
- ◆連絡調整
 - ・活動場所の確保のための連絡調整
 - ・練習日の生徒への連絡
 - ・コーチを務める外部の指導者への日程連絡や調整



上記の内容は

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（地域と学校の連携・協働体制構築事業）」
を活用することが可能です。

※上記の地域人材はあくまで部活動の補助的な支援を行う者であり、具体の指導を行う者を充てることは想定していない。

【参考】

中学校の教師の年間を通じた**部活動**に係る月当たり平均在校等時間：約**28.2時間**
(うち、平日：約17.3時間 休日：約10.9時間)

小学校の始業前に、学童施設などを利用して、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所を設け、心豊かで健やかに育まれる環境をつくる

実施概要

実施場所：学童保育施設

実施期間：1学期開始日から3学期終了日まで（登校日）

実施時間：午前7時15分から登校開始時間まで

活動内容：自主学習、交流活動、など

参加対象：町立小学校に在学中の児童

利用料等：利用料は無料。ただし、登録保険料として児童1人300円を徴収



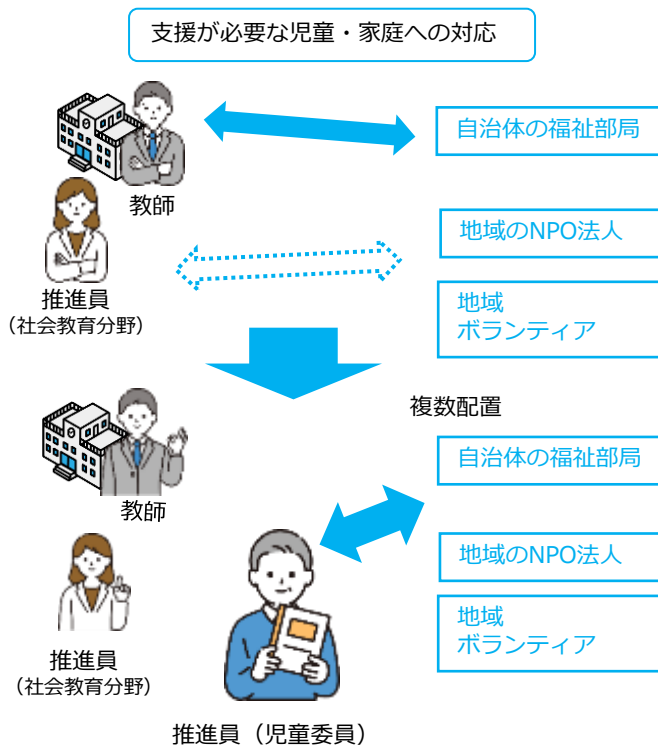
課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

複数配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて**当該分野の専門性をもつ推進員を複数配置**する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として複数配置する

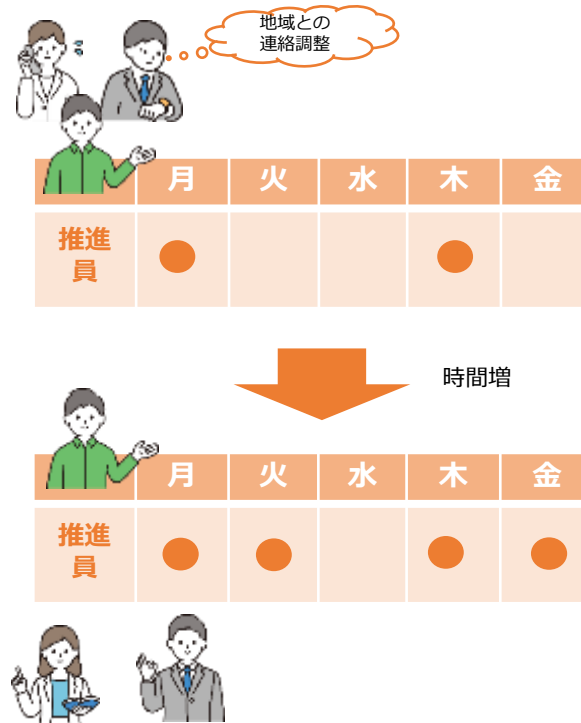


活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

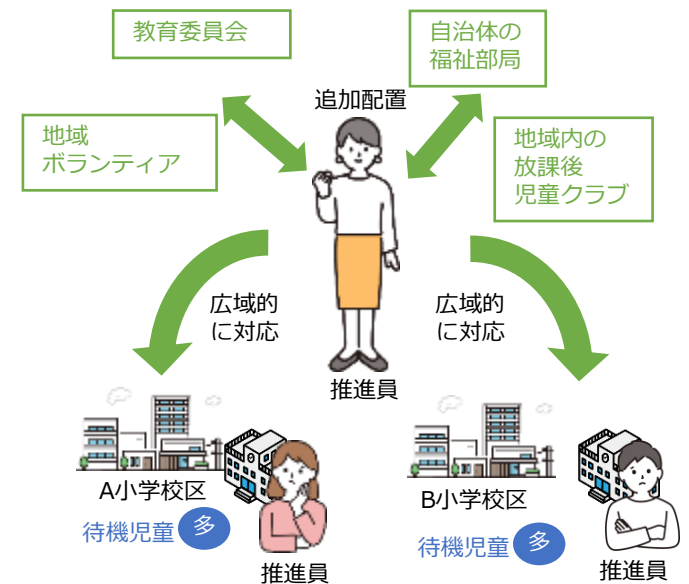


広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて**広域的な対応を専門にする推進員を追加配置**する

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間を広域的につなぐ推進員を配置する



コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関する 研修内容（例）

【対象者】

学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員、ボランティアとして参画する地域住民・保護者、教職員

講義



外部有識者、行政担当者等の話を聞き、活動に関する知見を深める

【講義内容例】

- ・CS委員、地域コーディネーターの役割
- ・コーディネートスキル・手法について

グループワーク



活動内容や課題の共有、特定のテーマに関する意見交換を行う

【グループワーク内容例】

- ・学校、子供を取り巻く諸課題
- ・各コミュニティ・スクールの活動共有

視察



他地域・都市の取組を実際に見て学び、自身の取組に活かす

放課後子供教室、地域学校協働本部の活動を参観も実施

3 その他

● 現行のガイドライン・手引き(3種類)を統合

コミュニティ・スクール導入の準備、運営手法、地域学校協働活動推進員の役割、自治体の伴走支援等について解説した関係資料を1つの手引きに整理。

● 近年の動向を踏まえた内容を追加

- ・学校における働き方改革(法改正を踏まえた内容)
- ・地域創生2.0基本構想
- ・放課後児童対策 等

★ 以下HPに掲載中

「学校と地域でつくる学びの未来」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/guideline/>



コミュニティ・スクールへの若者世代の参画



菅 新汰さん（下関市立大学4回生、山口県山口市在住）

2024年度～

山口県山口市立名田島小学校（出身校）

学校運営協議会委員／地域学校協働活動推進員

地域資源を活かした授業づくりのサポート、探究活動のコーディネート等を担当

きっかけ

卒業生として学校の創立記念行事に関わる中で推進員に興味を持っていたところ、前任の方から声をかけていただく。

#CS育ち

CSの中学校で育ち多くの活動の場をいただく中で、「中学生の自分を地域の方が全員が育ててくれている。」と感じた。その原体験から、「**将来は地域のために恩返しをしたい**」という想いを持っていた。

#広がるつながり

委員や推進員として活動することで、**地域の行事や自治会の会議などに呼ばれることが増えた。**住民とのつながりも強くなり、**地域の一員としての自覚もより高まってきている。**

#地域の変化

若者が参画することで、「**自分よりも若い人が頑張っているので、自分も関われば。**」という保護者世代が出てきた。「**行事等に参加するハードルが低くなった。**」という声も。また、**児童も気軽に話しかけてくれるようになった。**

#提案

自分の地元、母校に関わりたい学生は一定数存在。若者が主体的に参画してもらえるようにすることが重要。若者にも目に留まる方法で公募したり、まずは地域行事を手伝ってもらったりするところから始めてみては。

CSユースリーダー

(令和8年度～)

学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等としての実践に関わりながら、若者ならではの視点で若者世代が活動に関わる意義や活動の魅力を発信できる人材を

CSユースリーダーとして委嘱

学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等として地域づくりや学校づくりに主体的に関わる若者世代を増やしていくことで、

地方自治機能の基盤強化を目指す

活動内容



イベントの
企画・運営・講演



SNS等での
情報発信

CSユースリーダー5名（五十音順）

全国から公募し
選考を突破した
メンバーです！



きむら りゅううん
木村 龍雲



すが あらた
菅 新汰



たかはし なな
高橋 奈那



なかい せいや
中井 征弥



ふじはら むつき
藤原 睦己

大学生 イベント

地元の地方自治体や母校のために
地域活動に関わる意欲をもつ大学生を発掘し、
コミュニティ・スクールや、
地域学校協働活動への参画を呼びかけ、

地域活動の次世代の担い手育成と

人材確保につなげるイベントを開催

開催予定大学

(令和8年度～)

■ 大学コンソーシアム
学都ひろさき

■ 大阪公立大学

■ 山口大学

■ 東京学芸大学

地域とともにある学校づくり推進フォーラム
群馬大会、京都大会でも開催予定！

イベント内容



コミュニティ・スクールや
地域学校協働活動の制度の説明



CSユースリーダーから
活動状況や魅力等を紹介



若者の参画を募集している
地方自治体・学校の紹介

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和7年2月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・ 公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・ 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・ 公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・ 公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・ 全国私立大学教職課程協会
- ・ 日本教育大学協会
- ・ 日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・ 全国都道府県教育委員会連合会
- ・ 全国市町村教育委員会連合会
- ・ 指定都市教育委員会協議会
- ・ 全国都市教育長協議会
- ・ 中核市教育長会
- ・ 全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・ 全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
- ・ 全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
- ・ 全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- ・ 全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）

- ・ 公益社団法人日本教育会
- ・ 日本連合教育会
- ・ 一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・ 公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・ 公益財団法人産業教育振興中央会
- ・ 全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- ・ 全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益財団法人日本数学検定協会
（数学に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益社団法人全国学習塾協会
（学習塾業界等の発展と教育の質の向上等）

《スポーツ・文化分野》

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・ 公益財団法人日本ゴルフ協会
（ゴルフを通じた幸福や健康の増進、防災拠点の構築、教育活動の実施等）
- ・ 公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・ 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・ 一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- 一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- 消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- 公益社団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- 全国保育協議会
- 公益社団法人全国私立保育連盟
- 社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・健康・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 全国健康保険協会
(保健事業、ヘルスリテラシーの向上、児童生徒の健康意識の醸成 等)
- 一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 令和6年8月の中教審答申では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

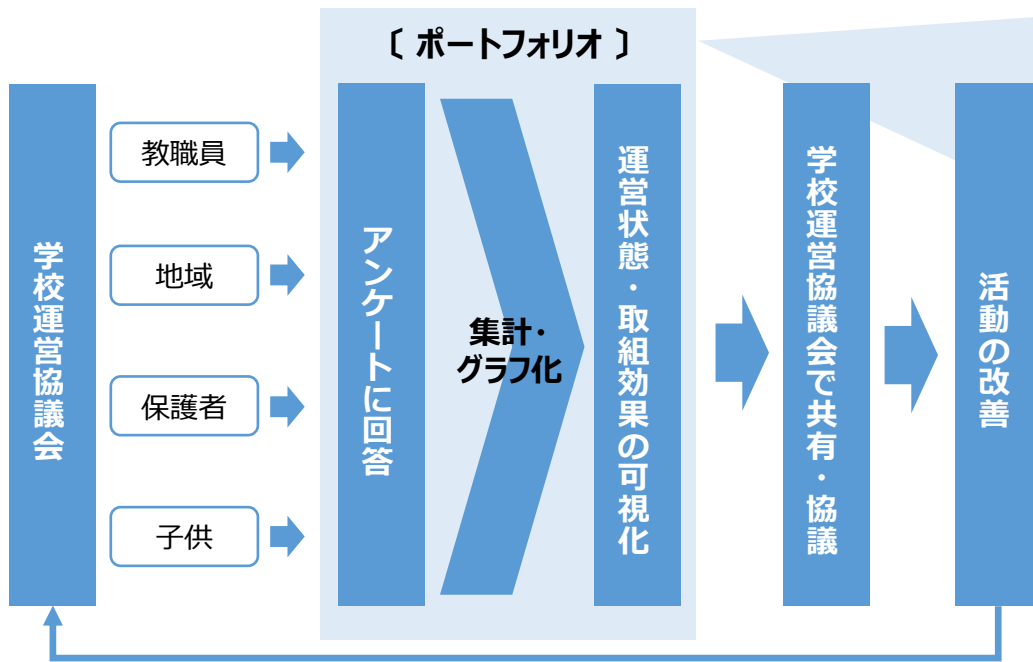
登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国学習塾協会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国学習塾協会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

CSポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、CSの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「CSポートフォリオ」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

※令和2～3年度文部科学省委託事業として、CSポートフォリオ（詳細版）を開発、令和4年度CSポートフォリオ（標準版）・CSの運営に関するチェックシート作成

【CSポートフォリオの仕組み（イメージ）】



- ▶ CSの運営状態やCSの生み出す効果を視覚化
- ▶ 学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

➡ CSの診断ツール（≒健康診断）

【活用の可能性】

- ① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のCSの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、PDCAサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）
- ② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与



学校と地域でつくる
学びの未来HP
からダウンロード可能



解説動画はこちら！

4

參考資料

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つの手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

- ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
- ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組み
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

（5つの基本的な方針）

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

（略）

- あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、**保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進する**とともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

（略）

- このため、**地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成**とともに、前述した**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進**する。その際、**学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図る**ことにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む**地域とともにある学校づくり**を推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る**学校を核とした地域づくり**を推進する。

（略）

【指標】

- ・ **コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加**
- ・ **地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加**
- ・ **学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加**
- ・ **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加**
- ・ 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
- ・ 保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「**2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成**」、「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】

- （令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（**地域と学校の連携・協働の更なる推進方策**、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会 構成員（敬称略・五十音順）

（委員）

- 内田 由紀子（京都大学人と社会の未来研究院院長・教授）
◎清原 慶子（杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長）
○萩原 なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長）

（臨時委員）

- 青山 鉄兵（文教大学人間科学部准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員）
安齋 宏之（ふくしま学校と地域の未来研究所代表）
小田切 徳美（明治大学農学部教授）
柏木 智子（立命館大学産業社会学部教授）
金澤 善明（明治安田生命保険相互会社執行役員 地域リレーション推進部長）
古賀 桃子（特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター代表）
小見 まいこ（NPO法人みらいずworks代表理事）
杉野 みどり（名古屋市副市長）
関 福生（愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長）
都竹 淳也（岐阜県飛騨市長）
野津 建二（島根県教育委員会教育長）
東 琴乃（大学生、喜入マナビバプロジェクトつわぶき代表）
○牧野 篤（東京大学大学院教育学研究科教授）
美田 耕一郎（公益社団法人全国子ども会連合会会長）
村井 美樹（俳優、タレント、社会教育応援大使）
八木 浩光（一般財団法人熊本市国際交流振興事業団常務理事）
山本 進（北海道東神楽町長）

◎部会長 ○副部会長

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

(令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

本体はこちら →



子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

○ 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

○ 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中で、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中で外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通的方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

青海 正（東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校長会会長）

○秋田 喜代美（学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授）

荒瀬 克己（独立行政法人教職員支援機構理事長）

石井 英真（京都大学大学院教育学研究科准教授）

今井 むつみ（慶應義塾大学環境情報学部教授）

今村 久美（認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事）

植阪 友理（東京大学大学院教育学研究科准教授）

内田 隆志（東京都立三田高等学校校長、全国高等学校長協会会長）

古賀 松香（京都教育大学教育学部教授）

小見 まいこ（NPO法人みらいずworks代表理事）

◎貞広 斎子（千葉大学副学長・教育学部教授）

澤田 真由美（株式会社先生の幸せ研究所代表取締役）

神野 元基（学校法人東明館中学高等学校理事長・校長）

高島 峻輔（兵庫県芦屋市長）

田村 知子（大阪教育大学連合教職実践研究科教授）

戸ヶ崎 勤（埼玉県戸田市教育委員会教育長）

奈須 正裕（上智大学総合人間科学部教授）

野口 晃菜（一般社団法人UNIVA理事）

○堀田 龍也（東京学芸大学教職大学院教授）

前川 明範（京都府教育委員会教育長）

松原 修（東京都武蔵野市立第二小学校校長、全国連合小学校長会常任理事）

溝上 慎一（学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学教授）

宮原 京子（ファイザー株式会社取締役執行役員スペシャルティケア部門長）

山本 朝彦（横浜市教育委員会事務局学校教育企画部長）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

- 第四十七条の五 教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 **対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 **学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。**
- 7 **学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。**この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 **地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。**

コミュニティ・スクールに関する詳細な情報や全国の事例等は、文部科学省のHPに掲載

文部科学省の専用ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」では、

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の関連情報**（各種法令、通知等を含む）
- 全国の**取組事例**（文部科学大臣表彰の被表彰事例など）
- 全国の企業や団体等の出前授業などの**教育プログラム**（「土曜学習応援団」）

など、行政・学校・地域の関係者ごとに、必要な情報を掲載しています



アクセスは、下記QRコードから



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “**学び未来**” で検索